

## 地域計画

策定年月日	令和07年03月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和 16 年度
市町村名 (市町村コード)	長岡市 (15202)
地域名 (地域内農業集落名)	山古志 (下村、梶金、間内平、桂谷、向田、山中、寺野、種芋原、小松倉、菖蒲、大久保、大内、池谷、中野、虫亀、檜木、二丁野、木籠、油夫)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	119.71 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	119.71 ha
② 田の面積	119.19 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.52 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	105.11 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha

(備考)山古志地区においては、自給農家、兼業農家が多く、耕作地のほとんどが急傾斜地。地区の農地は、中越大震災の影響もあり、農地台帳と実際の農地との整合が取れないことから、①～③の面積数値は、中山間直払集落協定の対象面積をもとに算出している。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

当該地域においては、自給農家、兼業農家が主で、認定農業者は地域全体で3名。耕作地のほとんどが急傾斜地であり、農地の形状が不整形な中山間地域である。主たる作目は、水稻であり、認定農業者で肉用牛の飼育者がいる。地域の農地は、中越大震災の影響等もあり、実際の農地台帳との整合が取れない。中山間直払集落協定(10割単価)が7つ(種芋原、池谷、小松倉、大久保、油夫、竹沢、虫亀)存在し、各協定で対策を講じているが、農地の3/4以上が60代以上の耕作者が占めており、次期対策への取組みも課題。地域自体、過疎傾向にあり、地域の農地で農業収益をあげることは難しく、後継者確保は苦慮している。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

集落協定が存在する集落においては、集落戦略の話し合いにおいて、継続的に地域農業の在り方を検討していく。虫亀・多目的営農組合では、長岡野菜の一つでもあるかぐらなんばんを出荷している。今後も地域の特産品として守っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
中山間地域等直接支払制度等の活用により、耕作放棄地の発生抑制及び多面的機能の維持に努める。耕作者が、営農継続困難となった場合には、集落協定の話し合い等により地域で農用地を守るよう努めていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	8.86	%	将来の目標とする集積率
			8.86 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
当地域は中山間地域・豪雪地域であり、農地の形も不整形かつ傾斜地を利用した階段状の小規模圃場が多い。農業を担う者により、近い圃場間をまかなうよう努めている状況である。積極的な団地数削減ではなく、協定対象農地を守ることを優先とする。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
山古志営農組合、歩夢南平、という二つの任意の生産組合があり、各集落の集落協定に参加している。山古志営農組合は、組合名で出荷し、歩夢南平は、個人単位で出荷している。今後も中山間集落協定の話し合いにより、リタイア農家の調整を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
(3) 基盤整備事業への取組
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
条件が悪い農地が多く、後継者がほぼいない状況。継続困難な農地が生じた場合には、協定内で耕作者を探すなどの対策を講じる。また、地域おこし協力隊の活用も検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①虫亀集落・・・ハクビシン、イノシシ、クマなどが人家近くの畑地などに発生している事例があり、頻度が高い箇所においては、有志の会で伐採・草刈りを始める。  
池谷集落・・・猪被害が多く発生していることから、市補助金を活用して電気柵を設置。  
種芋原集落・・・サルが出るため、畑の電気柵を設置。  
⑦農業生産活動の後継者がいない農地については、養鯉池等への変更も慎重に検討する。  
種芋原・・・能登半島沖地震を機に水が止まってしまった(流れが変わってしまった)農地があり、春以降も水が止まっている場合は、維持管理予定。農道の草刈りも(人手不足もあり)厳しくなっているため、主として除草剤散布で対応。



